

大阪市基準点保全について

道路の掘削や建築工事を行う方へのご案内

大阪市が管理する認定道路上には、道路区域や市有地境界等の明示の基準となる点（基準点）や、一般の測量に供している公共基準点を設置しているため、道路の掘削や建築工事を行うときには工事施工者との協議が必要です。

また、基準点に影響を及ぼすときは、工事施工者（原因者）による基準点の保全（原因者負担による基準点復元）・届出が必要となります。

①道路の掘削や建築工事を行うときには、事前協議が必要です。

基準点の影響の有無を、打合せにより施工図面上で確認させていただきますので、まず当課窓口までお越しください。（**位置図**・**計画平面図**・**断面図**をお持ち下さい。）

※基準点に影響を及ぼす工事とは次のものです。

- (1)基準点が工事に支障となるため、一時撤去しなければならない工事（埋設工事など）
- (2)工事掘削床面から45度の仰角で基準点側へ影響線を引いたときに、基準点はその線の内側にくる工事（沿道での建築工事など）
- (3)その他、基準点の効用に害を及ぼすおそれのある工事（基準点は亡失しない場合でも直近までの舗装工事を行う場合など）



②影響がある場合は、改めて工事施工者と一緒に測量者との打合せも必要になります。

基準点の測量が必要な範囲など施工届・完了届についての説明を行います。

- (1)基準点の保全測量には測量法により**測量士**又は**測量士補**の資格が必要です。
- (2)また、**検定等を受けた測量機器(2級トータルステーション)**及び**鋼巻尺(JIS1級)**が必要です。

③保全測量を行い、施工届を提出していただき、着工可能になります。

着工前に基準点の測量を行い、その結果を施工届として提出していただきます。（工事完了後、元の位置に基準点を復元するため）

- (1)測量にあたっては「[道路基準点保全要綱](#)」又は「[大阪市公共基準点管理保全要綱](#)」の様式・基準に則り測量を行っていただきます。
- (2)基準点の保全測量は、基本的に引照測量（又は現状確認測量）、復元測量、効用確認測量により行ないます。

※本市との打合せ以降に、工事範囲等計画に変更が生じた場合は、その都度基準点の影響の有無を本市担当者と確認してください。

基準点保全受付窓口はこちらです。



大阪市住之江区南港北2丁目1-10 ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局総務部 測量明示課

TEL (06) 6615-6653・6654